

軽井沢町追分エリアまち並み景観整備事業補助金交付に関する Q&A

令和 6 年 5 月 24 日

- Q1 町道追分村中線（1－65号線）に接する土地の建築物、工作物等であれば、すべて補助金の対象になりますか？
- A1 本事業の目的は、町道追分村中線沿道のまち並み景観の向上を図ることであり、対象地に接する土地であっても、沿道から望見できない等、景観の向上に資すると認められない事業については、対象外とします。
- Q2 要綱第4条第1項にある「第8条の規定による申請をした日が属する年度の末日までに完了するもの」とは、どういうことですか？
- A2 本補助金は単年度事業となっており、事業完了日が年度末日（3月31日）をまたぐことができません。よって年度末日までに確実に工事が完了するよう工事期間に余裕をもって申請してください。
- Q3 壁の塗り替えは対象になりますか？
- A3 はい。要綱第4条第1項(2)の外観の変更に該当します。
- * 修繕 既存材料と同じ材料で行う工事
 - * 模様替 既存材料と異なる素材で行う工事
- Q4 行灯の設置と生垣の整備を同時に行った場合、上限は20万円ですか？
- A4 はい。事業区分ごととなりますので上限20万円です。（要綱第6条の規定による）